

太田市副市長事務分担規則をここに公布する。

令和8年5月20日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第52号

太田市副市長事務分担規則

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の分担する事務について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 副市長の事務分担は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、副市長を指定して特定の事務を所管させることができる。

(1) 大澤副市長

秘書室、おおた未来戦略部（人事課、コンプライアンス課及び国際課に限る。）、総務部、市民生活部、地域振興部、文化スポーツ部、福祉こども部、健康医療部、会計課及び消防本部に属する事務並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により他の執行機関の職員に補助執行させている事務（農業委員会事務局の職員に補助執行させている事務を除く。）

(2) 下山副市長

おおた未来戦略部（人事課、コンプライアンス課及び国際課を除く。）、デジタル戦略部、産業環境部、農政部、都市政策部及び行政事業部に属する事務並びに農業委員会事務局の職員に補助執行させている事務

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、両副市長が共同して所管する。

- (1) 市行政の総合的な企画及び運営の基本方針に関すること。
- (2) 重要な事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (3) 議案の提出に関すること。
- (4) 重要な請願及び陳情に関すること。
- (5) 予算編成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例な事項及び市長が必要と認めた事項に関すること。

(職務代理の順序)

第3条 市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、大澤副市長、下山副市長の順序でその職務を代理する。

(副市長に事故がある場合等の事務処理)

第4条 一の副市長に事故があるとき、又は一の副市長が欠けたときは、その分担事務を他の副市長が所管する。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。